



検討事項の整理 答申作成に向けて

平成31年4月25日(木) 午後7時～
於 国立市役所 3階 第4会議室



諮問事項

1. 保育料（利用者負担額）の算定方式の変更

現在、所得税額に基づき算定している利用者負担額について、住民税額に基づき算定する方式に変更する。

2. 保育料（利用者負担額）の階層区分の細分化

財政健全化の取組方針・実施細目において特筆されている「保育料の高所得者層の階層区分を細分化する見直し」を行う。

3. その他利用者負担に関わる事項について



1. 第5回(3/26)審議会のふりかえり

これまでの審議経過・委員からのご意見をふまえた方向性の骨子

- 子ども・子育て支援新制度の施行にともない、制度や算定方法の変更が生じる。それによる利用者負担額の変動は不可避。
- 利用者負担額の変動が避けられないものの、特に低所得者層や多子世帯等に対しては配慮する必要がある。
- 新たな利用者負担額を構築する際、理論や一定の数式に基づき、公平かつ合理的であることが、市民に説明できる制度として大切である。
- いずれ国モデルへシフトするとしても、年少扶養控除の取り扱いについては再考の余地がある。



1. 第5回(3/26)審議会のふりかえり

①階層区分の設定方法

- 事務局の試算は、所得税額から年収を推定し、それを基に住民税額を対応させる方法…「年収推定法」
- 竹内副会長による、一定の理論や法則に基づいた試算方法…「順序プロビットモデル」

- 順序プロビット法は階層移動の影響について、低い階層区分においてフィッティングが弱い
- D6階層以下(国制度において多子カウント年齢制限が撤廃されているライン)では、「年収推定法」を適用
- D7階層以上は「順序プロビットモデル」を適用



1. 第5回(3/26)審議会のふりかえり

②利用者負担額的设计 (弾力性の観点から)

- 各階層の住民税額と利用者負担額の関係について、現行の利用者負担額表も弾力性は、ほぼ一定である。
- しかし、詳細に分析すると、一定ではない部分もみられる。

- 現行の利用者負担額を微調整することで、可能な限り一定に近づける。
- 併せて、階層区分も見直すことで、よりスムーズな利用者負担額表となる。



1. 第5回(3/26)審議会のふりかえり

○竹内副会長による試作案の概要説明

試作案の特徴

- 低所得者層への負担軽減だけでなく、高所得者層の階層設定もなだらかにしているのが大きな特徴。
- 徴収額は全体として減収であり、低所得者世帯の負担軽減のための高所得者世帯の値上げの制度変更ではない。
- 市が保有する市民税データを用いることができ、利用者負担額算定の手続きの簡略化が図られる。
- 従来の手作業による人件費や労働時間を軽減する財政効果が見込まれる。これにより、緊急度・重要度の高い課題に職員が対応できるようになる。



1. 第5回(3/26)審議会のふりかえり

○委員のみなさまからのご意見

試作案の説明内容について

- 今までの審議会の内容が反映され、とても平等で理論的である。
- 低所得者の方に対して激変緩和ができ、全体の上り幅もご納得いただける範囲ではないか。
- 国の定める上限額基準を踏まえて、国立市の利用者負担額の階層を設定することが重要不可欠である。特に高所得者層にとっては、国の上限金額を踏まえると、納得するであろう階層設定である。



1. 第5回(3/26)審議会のふりかえり

○委員のみなさまからのご意見

年少扶養控除の取り扱いについて

③審議会案（子どもの実施の人数でカウント）について

- フィッティングが良いかと思いきや、分析の結果、山型にシフトできず、実際には値下げ幅がかなりちぐはぐになってしまう。
- 決定係数の再現率が低い（93%）
- 全世帯の子どもの人数を数えるという、かなりの手間がかかる。
- 全体として値上がりになるのを抑えるために、市の職員の労働時間を税金で賄うという構図になる。



1. 第5回(3/26)審議会のふりかえり

○委員のみなさまからのご意見

年少扶養控除の取り扱いについて

①国モデル(子どもは2人)と②事務局案(国モデル+a)について

- 合理性の観点や、多子世帯へさほど影響がないのであれば、①国モデルでもよいのではないか。
- ①国モデルと②事務局案の徴収額が大差ないのであれば、どちらかでよいのではないか。
- 本審議会では、利用者負担額の細分化、見直しも含んでいるので、階層の変動や影響を緩和しつつ、移行させられるのではないか。



1. 第5回(3/26)審議会のふりかえり

○委員のみなさまからのご意見

利用者負担額の細分化について

- 高所得者層の弾力性が0.25では低いのではないか。
- 最高階層の利用者負担額を6万円を目安に逆算すると、弾力性は0.38となると試算される。
- 現状をベースに検討すると、保育に要する経費のうち、保護者に負担いただく割合は49%程度としてきているため、国の上限基準まで利用者負担額を上げるのは、望ましいことではない。



2. 検討事項の整理

今回の議題です

1. 年少扶養控除の取り扱いについて
2. 無償化との兼ね合いについて
3. 利用者負担額表の改訂について

関連深く
連動する



1. 年少扶養控除の取り扱いについて
2. 無償化との兼ね合いについて

2. 検討事項の整理

- 年少扶養控除は国の示すモデルでは、実際の子どもの人数にかかわらず、2人として設計されている。【国モデル】
 - 当市においては、従来から子どもの人数に応じて控除してきた経過がある。
 - 本審議会においても多子世帯への配慮として、年少扶養の考え方として、国モデルに+aとすることを検討した。【事務局案】
 - 上記2案を分析・試算したところ、(3子以上世帯が多くないことから)いずれでも大きな差異がないため、方向性の精査について審議会から事務局に一任された。
- 利用者負担額算定における年少扶養控除の扱いは【国モデル】をベースとする。
 - 多子世帯への配慮については、無償化に伴う都独自制度として、従来の年少扶養控除の考え方を反映することが可能であるため、当該制度を活用する。



2. 検討事項の整理

- 平成25年8月 国立市財政改革審議会最終答申

「応能負担の観点からも、高所得者層の階層区分を細分化するなどの見直しをすべき」との指摘を受けている。

※答申においては、階層区分を武蔵野市並みに引き上げた場合、約182万円の健全化効果を見込んでいるが、本審議会における試算の結果、約50万円の減収となる見込み。

(政策・財政との協議)

- 試算及び近隣市等との均衡を考慮し、結果的に減収となるのはやむを得ないだろう。

- 今回の審議会は値上げを目的としたものではなく、算定方式の変更及び高所得者階層の利用者負担額の細分化等の検討を行うものである。
- 利用者負担額の改訂においては、理論や一定の数式を用いて算出しただけでなく、近隣市や類団市の状況を踏まえたうえで均衡を考慮して設計している。
- 無償化の流れや子育て支援を掲げる施策を踏まえ、利用者負担額は減収だが、算定方式の変更により、職員の超過勤務を削減する効果が期待できる。



3. 試作案の最終確認

検討課題の整理をふまえた、試作及び答申素案のご提案

《試作案》

- 審議経過・委員からのご意見をふまえた試作案をベースとして、事務局において方向性の精査をおこなった試作のご説明

《答申素案》

- 答申作成に向けて、これまでの審議内容及び審議会としての方向性をまとめた素案のご提案



4. 答申の作成に向けて

第7回目の議題です

○答申について

- 審議会全体の総振り返り
- 答申素案をもとに、答申作成に向けた整理・確認を行う



5. スケジュール(保育審議会開催日程)

平成31年(令和元年)度 開催(予定)		
第6回審議会	平成31年4月25日(木)	保育料(利用者負担額)の審議 階層区分:②細分化の検討 ・全体の総振り返り、答申作成に向けた確認
第7回審議会	令和元年5月~6月頃	答申について

(今後の予定)

- ・パブリックコメント
- ・6月議会 報告
- ・9月議会 条例改正

令和2(2020)年度
新方式・負担額スタート